

福岡広域都市計画地区計画の決定（那珂川市決定）

都市計画地区計画を次のように決定する。

名 称		中原東地区地区計画
位 置		那珂川市中原東 1 丁目内
面 積		約 4.1ha
地区計画の目標		計画区域は、JR 博多南駅から約 1.2km 南側にあり、隣接地には西日本旅客鉄道株式会社（JR 西日本）博多総合車両所が立地しており、博多総合車両所と連携した、新たな工業機能の創出に寄与する土地利用を計画的に誘導するとともに、大規模集客施設や周辺環境に配慮した規制を行い、もって本市の経済活力の向上に資することを目標とする。
区域の整備・開発および保全に関する方針	土地利用の方針	土地利用の方針は、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業機能の集積を図り、地域経済の活性化を促進する。
	建築物等の整備方針	地区の土地利用が適正に誘導されるよう、建築物等の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 建築基準法別表第 2(イ)項第 4 号に掲げる建築物のうち、国・地方公共団体が整備する図書館 2 建築基準法別表第 2(イ)項第 6 号に掲げる建築物のうち、保育所その他これに類するものは、床面積の合計が 1,500 m²を超えるもの、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものは、床面積の合計が 5,000 m²を超えるもの 3 建築基準法別表第 2(ハ)項第 2 号に掲げる建築物のうち、床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの 4 建築基準法別表第 2(ハ)項第 3 号に掲げる建築物のうち、床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの 5 建築基準法別表第 2(ハ)項第 4 号に掲げる建築物のうち、床面積の合計が 5,000 m²を超えるもの 6 建築基準法別表第 2(ニ)項第 6 号に掲げる建築物 7 建築基準法別表第 2(ホ)項第 2 号、第 3 号に掲げる建築物 8 建築基準法別表第 2(ホ)項第 4 号に掲げる建築物のうち、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 9 建築基準法別表第 2(ヘ)項第 3 号に掲げる建築物 10 建築基準法別表第 2(リ)項第 2 号に掲げる建築物 11 建築基準法別表第 2(ヌ)項第 3 号、第 4 号に掲げる建築物

区域は計画図表示のとおり

理由は理由書のとおり